

(案)

契 約 書

広島県を甲とし、 を乙として、甲と乙は、次のとおり物品の売買契約を締結した。

(目的)

第1条 乙は、甲の指示に基づき、次の表に定めるとおり、物品を納入することを約し、甲は、これを承諾した。

1 品 名	凍 結 防 止 剤	
2 規 格	塩化ナトリウム 500 kg入り袋	塩化カルシウム 25 kg入り袋
3 予定数量	1,183 袋	398 袋
4 単価金額 (消費税及び地方消費税相当額を含む。)	金_____円/袋	金_____円/袋
5 契約期間	令和 年 月 日から令和8年3月31日まで	
6 納入場所	広島県西部建設事務所安芸太田支所庁舎 及び管内(広島県山県郡)の指示する場所	

(納入の指示)

第2条 甲は、乙に対し物品の納入を指示するときは、別紙注文表をもって行うものとする。

2 乙は、前項の注文表に記載された数量の物品を、その納期までに甲の指示する場所に納入し、荷降ろしするものとする。

(契約保証金)

第3条 甲は、乙に対して契約保証金の納付を免除する。

(納品、検査等)

第4条 乙は、第2条第1項の指示により、物品を納入したときは、納品書により、その旨を甲に届け出るとともに、当該物品が種類、規格又は数量に関してこの契約の内容に適合しているかについて甲の検査を受けなければならない。

2 甲は、前項の届け出があった日から10日以内に検査を行うものとする。この場合において、納入物品が検査に合格しないときは、乙は、その負担で現品を取り替え、又は甲の指示に従うものとする。

(天災などによる履行不能)

第5条 乙は、天災その他やむを得ない理由により、その納期までに物品を納入することができないときは、直ちに甲に通知し、その指示を受けるものとする。

(履行遅滞による損害賠償)

第6条 乙は、自己の責めに帰すべき理由によって、納期までに物品を完納しないときは、遅延日数に応じ、未納数量分の物品の代価につき年14.5パーセント(ただし、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。))が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における延滞金特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とする。)の割合で算定した金額を履行遅滞による損害賠償金として甲に支払うものとする。

(契約の履行)

第7条 乙が行う契約の履行は、第4条の検査に合格したときをもって完了するものとする。

(危険負担)

第8条 契約履行完了前の物品の滅失、損傷その他の損害については、乙の負担とする。ただし、甲の責めに帰すべき事由によって物品の滅失、損傷その他の損害が生じたときは、この限りでない。

(権利義務の譲渡などの禁止)

第9条 乙は、第三者にこの契約の履行を委託し、又は契約による権利を譲渡し、若しくは義務を引き受けさせてはならない。ただし、甲の承諾がある場合は、この限りでない。

(催告解除)

第10条 甲は、乙がその債務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

2 債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前項の規定による契約の解除をすることができない。

3 第1項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、第1条表中の「3 予定数量」に記載の数量に「4 単価金額」を掛けた額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。ただし、解除の原因がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときはこの限りでない。

4 甲は、第1項の規定による契約の解除に伴い、損害を被ったときは、前項の違約金の額を超える損害が甲に発生した場合、甲は、乙に対して、その超過額の支払を請求することができる。

5 甲は、本条各項の規定により本契約を解除した場合、それにより乙に損害が生じても、何ら賠償責任を負わない。

(無催告解除)

第11条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の催告をすることなく、直ちにこの契約の全部を解除することができる。

(1) 債務の全部が履行不能であるとき。

(2) 乙がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(4) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務を履行せず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

2 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の催告をすることなく、直ちにこの契約の一部を解除することができる。

(1) 債務の一部が履行不能であるとき。

(2) 乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

3 債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前2項の規定による契約の解除をすることができない。

4 前条第3項から第5項までの規定は、第1項及び第2項の規定により契約を解除した場合につ

いて準用する。

第 12 条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令（以下この号及び次項において単に「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 乙が、独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する納付命令（以下この号及び次項において単に「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑に処せられたとき。

2 甲は、排除措置命令又は納付命令が乙でない者に対して行われた場合であって、これらの命令において、この契約に関し乙の独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反する行為があったとされ、これらの命令が確定したときは、契約を解除することができる。

3 第 10 条第 3 項から第 5 項までの規定は、前 2 項の規定により契約を解除した場合について準用する。

第 13 条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく、この契約を解除することができる。

- (1) 乙の役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、集团的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。
- (2) 乙の役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 乙の役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (4) 前 3 号のほか、乙の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 乙の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。
- (6) 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が、第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 第 10 条第 3 項から第 5 項までの規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第 14 条 乙は、契約の履行に当たり暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに甲に

報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 乙は、前項の場合において、甲及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

3 乙は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに甲へ報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

(損害金の予定)

第 15 条 甲は、第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定により契約を解除することができる場合においては、契約を解除するか否かにかかわらず、第 1 条表中の「3 予定数量」に記載の数量に「4 単価金額」に記載の金額を掛けた額の 10 分の 2 に相当する金額の損害金を甲が指定する期間内に支払うよう乙に請求するものとする。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に定める金額を超える場合において、甲が当該を超える金額を併せて請求することを妨げるものではない。

3 前 2 項の規定は、第 4 条第 2 項の規定による検査に合格した後も適用されるものとする。

(代金の支払)

第 16 条 甲は、乙が契約の履行を完了した後に提出する適法な請求書を受領した日から 30 日以内に代金を支払うものとする。

2 甲は、前項の支払期限までに乙に代金を支払わないときは、甲は、乙に支払期限到来の日の翌日から支払をする日までの遅延日数 1 日に応じて、未払の代金につき年 2.5 パーセント（算定対象の期間において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号) 第 8 条第 1 項の規定によって財務大臣が決定した率（以下「支払遅延防止法の率」という。）がこの率と異なる場合は、支払遅延防止法の率）の割合で算定した額の遅延利息を支払うものとする。

(追完請求)

第 17 条 甲は、納入された当該物品が種類、規格又は数量に関してこの契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、甲が指定する方法により当該物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、同項の規定による履行の追完の請求をすることができない。

(代金減額請求)

第 18 条 納入された当該物品が契約不適合である場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、甲は、同項の催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前 3 号に掲げる場合のほか、甲が前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 第 1 項の契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前 2 項の規定による代金の減額を請求することができない。

(担保責任の期間の制限)

第 19 条 納入された当該物品が契約不適合である場合において、甲が当該物品が契約不適合であることを知ったときから 1 年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲はその不適合を理由として第 10 条及び第 11 条に規定する契約の解除又は違約金の請求、第 17 条に規定する履行の追完

の請求並びに第 18 条に規定する代金減額請求をすることができない。ただし、乙が納入のときにその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(実地調査など)

第 20 条 甲が、この契約に係る甲の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、甲は、乙に対し、乙における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日から 5 年間は、同様とする。

(費用の負担)

第 21 条 この契約の締結に要する費用及び物品納入に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義の解決)

第 22 条 この契約の履行について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(管轄)

第 23 条 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、広島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、契約書 2 通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その 1 通を所持する。

令和 年 月 日

甲 広島県

契約担当職員

広島県西部総務事務所長 上平 毅 印

乙